

# 伊 勢 市 公 報

第 11 号  
平成 18 年 4 月 20 日  
木 曜 日

## 目 次

	頁
<b>岡本町財産区条例</b>	
伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例の一部を改正する条例	4
伊勢市岡本町財産区議会の議員の公務災害補償等に関する条例	6
<b>教育委員会規則</b>	
伊勢市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則	8
<b>公平委員会規則</b>	
伊勢市公平委員会議事規則ほか 10 件の規則の公布について	10
<b>岡本町財産区規則</b>	
伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則の一部を改正する規則	12
伊勢市岡本町財産区議会の議員の公務災害補償等に関する条例施行規則を廃止する規則	14
<b>訓 令</b>	
伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程の一部を改正する規程	16
伊勢市災害対策本部規程の一部を改正する規程	18
<b>教育委員会訓令</b>	
伊勢市立小中学校共同実施組織規程	20
<b>告 示</b>	
農業集落排水事業使用料の収納に関する業務の委託について	28
サンライフ伊勢の使用料の収納に関する業務の一部の委託について	30
伊勢市労働福祉会館の使用料の収納に関する業務の一部の委託について	31
伊勢市人事行政の運営等の状況について	32
道路の供用開始について	52
道路の区域変更について	53
道路の供用開始について	54
道路の区域変更について	55
道路の供用開始について	56
認可地縁団体の告示事項の変更について	57
認可地縁団体の告示事項の変更について	58
道路の区域変更について	59
道路の供用開始について	60
平成 18 年度予算及び平成 17 年度補正予算の要領について	61
<b>選挙管理委員会告示</b>	
伊勢市長選挙関係	
・ 郵便をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて	182
・ 不在者投票用紙等の交付場所について	183
伊勢市岡本町財産区議会議員選挙関係	
・ 選挙人名簿の選挙時登録の登録基準日時を定めることについて	184

・ 候補者届出書等の提出場所について	185
伊勢市長選挙関係	
・ ポスター掲示場の設置について	186
・ 転出による選挙人名簿の抹消について	204
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	205
・ 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数について	206
・ 選挙期日を定めることについて	207
・ 開票事務と選挙会事務の合同について	208
・ 選挙会の日時及び場所について	209
・ 投票所の設置について	210
・ 期日前投票所の設置について	213
・ 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額並びに選挙運動事務員等に対する報酬の最高額について	214
・ 選挙運動費用収支報告書の公表の方法について	216
・ 選挙長の行う告示の方法について	217
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	218
・ 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について	219
・ 投票管理者及び同職務代理者の選任について	222
・ 選挙運動に関する支出金額の制限額について	225
豊浜土地改良区総代選挙関係	
・ 選挙期日等について	226
・ 選挙長の行う告示の方法について	227
・ 候補者届出書等の提出場所について	228
・ 候補者届出書等の様式について	229
・ 投票用紙等に押すべき印について	230
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	231
・ 選挙立会人の選任について	232
・ 投票用紙の様式について	233
<b>伊勢市長選挙選挙長告示</b>	
候補者の届出について	235
<b>豊浜土地改良区総代選挙第 1 選挙区選挙長告示</b>	
候補者の届出について	236
無投票の確定について	237
選挙会の日時及び場所について	238
<b>豊浜土地改良区総代選挙第 2 選挙区選挙長告示</b>	
候補者の届出について	239
無投票の確定について	240
選挙会の日時及び場所について	241
<b>上下水道事業告示</b>	
水道料金等の収納に関する事務の委託について	242
下水道使用料の収納に関する事務の委託について	244
公共下水道事業受益者負担金の平成 18 年度賦課対象区域の決定について	246
伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	247
伊勢市指定給水装置工事事業者の給水装置工事事業の廃止について	248

伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定の取消しについて	249
伊勢市指定給水装置工事事業者の給水装置工事事業の廃止について	250
伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	251
伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定の取消しについて	252

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例の一部を改正する条例をここに

公布する。

平成 18 年 4 月 14 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

## 岡本町財産区条例第 1 号

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例の一部を改正する条例

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例（昭和61年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市岡本町財産区議会の議員の公務災害補償等に関する条例をここに

公布する。

平成 18 年 4 月 14 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

## 岡本町財産区条例第 2 号

伊勢市岡本町財産区議会の議員の公務災害補償等に関する条例の全部を改正する条例

伊勢市岡本町財産区議会の議員の公務災害補償等に関する条例(昭和 44 年条例第 18 号)の全部を次のように改正する。

地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 69 条及び第 70 条の規定に基づき、伊勢市岡本町財産区議会の議員に対する公務上の災害(負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。)又は通勤による災害に対する補償に関しては、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 30 号)の例による。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 4 月 3 日

伊勢市教育委員会

委員長 菊 川 厚

## 伊勢市教育委員会規則第 2 号

伊勢市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市立幼稚園預かり保育条例施行規則(平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条及び第 7 条を次のように改める。

第 6 条 預かり保育の預かり保育の承諾を受けた者が辞退するときは、預かり保育辞退届(様式第 3 号)を園長に提出しなければならない。

(預かり保育料の納期限)

第 7 条 保育料は、翌月 5 日までに当月分を納付しなければならない。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

伊勢市公平委員会議事規則ほか 10 件の規則をここに公布する。

平成 18 年 4 月 12 日

伊勢市公平委員会委員長 牛 場 ま り 子

- 伊勢市公平委員会規則第 1 号 1 伊勢市公平委員会議事規則
- 伊勢市公平委員会規則第 2 号 伊勢市公平委員会の公開会議等の傍聴に関する規則
- 伊勢市公平委員会規則第 3 号 伊勢市公平委員会処務規則
- 伊勢市公平委員会規則第 4 号 伊勢市公平委員会公印規則
- 伊勢市公平委員会規則第 5 号 勤務条件に関する措置の要求に関する規則
- 伊勢市公平委員会規則第 6 号 不利益処分についての不服申立てに関する規則
- 伊勢市公平委員会規則第 7 号 公平審理の手続等に関する細則
- 伊勢市公平委員会規則第 8 号 伊勢市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則
- 伊勢市公平委員会規則第 9 号 伊勢市管理職員等の範囲に関する規則
- 伊勢市公平委員会規則第 10 号 伊勢市職員団体の登録等に関する規則
- 伊勢市公平委員会規則第 11 号 伊勢市職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則

上記規則の内容は省略し、その関係書類をしばらくの間伊勢市役所総務部総務課に備え置いて閲覧に供します。

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成 18 年 4 月 14 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

岡本町財産区規則第 1 号

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則の一部を改正する  
規則

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則(昭和 61 年規則第 18 号)  
の一部を次のように改正する。

第 15 条を削り、第 16 条を第 15 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市岡本町財産区議会の議員の公務災害補償等に関する条例施行規則

を廃止する規則をここに公布する。

平成 18 年 4 月 14 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

岡本町財産区規則第 2 号

伊勢市岡本町財産区議会の議員の公務災害補償等に関する条例施行  
規則を廃止する規則

伊勢市岡本町財産区議会の議員の公務災害補償等に関する施行規則（昭  
和 44 年規則第 26 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程の一部を改正する規程を次のよ

うに定める。

平成 18 年 4 月 7 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

### 伊勢市訓令第 3 号

伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程の一部を改正する規程

伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程(平成 17 年伊勢市訓令第 20 号)  
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「13 人」を「18 人」に改め、同条第 2 項中第 13 号を第 18 号とし、第 10 号から第 12 号までを 5 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 3 号を加える。

(12) 二見総合支所税務課長

(13) 小俣総合支所税務課長

(14) 御園総合支所税務課長

第 3 条第 2 項中第 5 号を削り、第 9 号を第 11 号とし、第 6 号から第 8 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 3 号を加える。

(5) 二見総合支所長

(6) 小俣総合支所長

(7) 御園総合支所長

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

伊勢市災害対策本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 18 年 4 月 14 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

## 伊勢市訓令第 4 号

### 伊勢市災害対策本部規程の一部を改正する規程

伊勢市災害対策本部規程（平成 17 年伊勢市訓令第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 6 条第 3 項中「伊勢市理事危機管理担当」を「まちづくり推進部長」に改める。

別表中「伊勢市理事危機管理担当、」、「伊勢市理事社会福祉協議会調整担当、」及び「、都市整備部参事」を削り、「都市整備課長」の次に「、都市計画課長」を加える。

### 附 則

この訓令は、公表の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

伊勢市立小中学校共同実施組織規程を次のように定める。

平成 18 年 4 月 3 日

伊勢市教育委員会

委員長 菊 川 厚

## 伊勢市教育委員会訓令第1号

### 伊勢市立小中学校共同実施組織規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第13号。以下「規則」という。)第34条第2項の規定に基づき、共同実施組織の組織、運営及び業務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同実施組織の組織等)

第2条 共同実施組織の組織(以下「グループ」という。)は、教育長が中学校区を基本として、それぞれの小学校及び中学校を、地域の実状に応じて指定するものとし、別表第1のとおりとする。

2 グループの構成員(以下「構成員」という。)は、それぞれの学校の事務職員をもって構成し、グループの運営代表者としてグループリーダー(以下「グループリーダー」という。)をおく。

3 グループリーダーは、規則第33条に規定する主幹(以下「主幹」という。)以上の職にある者の中から教育長が任命するものとする。ただし、主幹以上の職にある者がいない場合は、当該グループの構成員の中から教育長が任命するものとする。

4 共同実施を主体的に行う拠点の学校(以下「拠点校」という。)は、原則としてグループリーダーが所属する学校とする。

5 グループの監督は、拠点校の校長が行うものとする。

(総括リーダー)

第3条 教育長は、各グループの連絡調整のため、総括リーダーをおくことができる。

2 総括リーダーは、規則第33条に規定する総括主幹(以下「総括主幹」という。)以上の職にある者の中から教育長が任命するものとする。

る。ただし、総括主幹以上の職にある者がいない場合は、主幹の中から教育長が任命するものとする。

(共同実施協議会)

第4条 共同実施の円滑な運営を図るため、共同実施協議会(以下「協議会」という。)を設置するものとする。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(グループの運営)

第5条 グループにおいて処理する業務等については、グループリーダーと当該グループ内各校の校長とが連絡及び調整を行い、実施するものとする。

2 グループリーダーは、グループの運営及びその形態について、必要に応じて教育長へ報告しなければならない。

3 グループリーダーは、グループの運営及びその形態について変更を行おうとする場合は、協議会の協議を経なければならない。

(所掌事務)

第6条 グループの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 別表第2に掲げる職務
- (2) 伊勢市教育委員会から委任を受けた業務
- (3) その他グループで行うことが適当と認められる業務

(専決事項)

第7条 教育長は、グループ内各校の校長の権限に属する事務のうち、別表第3に掲げる事務をグループリーダーに専決させることができる。ただし、次に掲げる場合には、専決させることはできない。

- (1) 事案が重要又は異例と認められる場合

(2) 事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議を生じる恐れがあると認められる場合

( 構成員の身分 )

第 8 条 構成員の本務は、それぞれが所属する学校(以下「本務校」という。)とする。

2 構成員は本務校のほか、グループ内各校の学校事務をグループで総合的に執行するために、共同実施の業務の領域に関しては、兼務をする。

3 前項の兼務の発令は、教育長が三重県教育委員会に申請を行うものとする。

( 服務 )

第 9 条 構成員の服務の監督は、本務校で業務に従事する場合は本務校の校長が、拠点校及び兼務校で業務に従事する場合は当該校の校長がそれぞれ行う。

2 グループ内各校の校長は、別に定める共同実施計画等に基づき、所属する事務職員にグループ及び兼務校への出張を命ずるものとする。

( 事務処理 )

第 10 条 グループにおける事務処理は、この規定に定めるものを除くほか、関係法令、条例、規則等の定めるところによる。

( その他 )

第 11 条 この規程に定めるもののほか、グループの運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第 1 ( 第 2 条関係 )

グループ名	学校名		
第 1 グループ	有緝小学校 宮山小学校	明倫小学校 倉田山中学校	厚生小学校 厚生中学校
第 2 グループ	早修小学校 城田小学校 城田中学校	中島小学校 上野小学校 沼木中学校	佐八小学校 宮川中学校
第 3 グループ	神社小学校 御藺小学校	大湊小学校 港中学校	浜郷小学校 御藺中学校
第 4 グループ	豊浜東小学校 東大淀小学校 豊浜中学校	豊浜西小学校 小俣小学校 北浜中学校	北浜小学校 明野小学校 小俣中学校
第 5 グループ	進修小学校 二見小学校 二見中学校	修道小学校 今一色小学校	四郷小学校 五十鈴中学校

別表第2（第6条関係）

標準的職務内容等

(1) 事務職員の役割

区分	職務内容	具体的な事務（例示）
学校 経営	企画運営会議への参画 に関する事。	企画運営委員会への参画 職員会議への参画 予算委員会への参画
	諸規定の制定に関する 事。	文書規程関係事務 経理に関する規定関係事務 校内諸規定に係る指導及び助 言
	学校事務全般に関する 事。	学校事務全般に係る指導及び 助言

(2) 事務職員の標準的職務

庶務	文書に関する事。	文書関係事務 学校備付表簿等管理及び保存 事務
	調査統計に関する事。 事。	学校基本調査関係事務 その他調査統計事務
	渉外に関する事。	官公庁等との渉外関係事務
	庶務に関する事。	職員等の証明関係事務 庶務関係事務
学務	就学援助に関する事。 事。	就学援助関係事務及び就学奨 励関係事務
	学籍に関する事。	児童生徒の転入及び転出関係 事務
	教科書に関する事。	児童生徒の教科書関係事務
	証明に関する事。	各種証明書等発行関係事務
人事	人事事務に関する事。 事。	採用、退職及び転出入関係事務 勤務記録関係事務 その他人事関係事務

	服務事務に関する こと。	出勤簿関係事務 その他服務関係事務
給与	給与に関する こと。	給与関係事務 年末調整及び 県市町村民税 関係事務
	旅費に関する こと。	予算管理事務 その他旅費 関係事務
福利 厚生	福利厚生に 関すること。	公立学校共済 組合及び互助 会関係事務 社会保険関係 事務 公務災害関係 事務 その他福利厚 生関係事務
管財	施設・設備に 関すること。	施設及び設備 の維持並びに 管理関係事務 その他施設及 び設備関係事 務
	物品に関する こと。	物品の維持及 び管理関係事 務 その他物品関 係事務
経理	予算管理に 関すること。	予算の編成、 執行及び調整 関係事務
	契約執行に 関すること。	物品購入、修 繕等関係事務
	決算に関す ること。	公費等決算 関係事務
	学校徴収金 に関するこ と。	計画、執行及 び決算関係事 務
	補助金・委 託料に関す ること。	補助金及び 委託料関係事 務
監査	監査・検査 に関するこ と。	監査及び検査 関係事務

[注] 区分欄の学校経営とは学校事務職員の役割を示し、区分欄の学校経営以外は主として学校事務職員が統括する範囲を示したものであり、学校事務職員以外の教職員が担当する職務内容を含む。

別表第3（第7条関係）

共同実施組織グループリーダー専決事項	
1	職員の身分及び給与に関する証明
2	職員の扶養親族の認定に関すること。
3	職員の住居手当及び通勤手当の確認及び決定
4	児童及び生徒の身分、通学等に関する証明
5	卒業生の卒業に関する証明
6	公立学校共済組合及び互助会に係る事実の確認、その他の の 手 続
7	保管年限を経過した文書の廃棄
8	職員の給与等に係る報告
9	旅費に係る支出の依頼の確認及び審査
10	会計経理に係る軽易な報告
11	前各号に掲げるもののほか、所掌事務に係る軽易かつ定 例 的 な 調 査 報 告

伊勢市告示第 28 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、農業集落排水事業使用料の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 18 年 4 月 1 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

1 収納に関する事務の委託をする者

所在地	名称
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブン・イレブン・ジャパン
大阪府吹田市豊津町 9 番 1 号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋 4 丁目 26 番 10 号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都江東区塩浜 2 丁目 20 番 1 号	株式会社サークルKサンクス
東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番地	ミニストップ株式会社
茨城県土浦市小松 2 丁目 13 番 1 号	株式会社ホットスパークコンビエンスネットワークス
神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ
東京都港区六本木 1 丁目 8 番 7 号	株式会社エーエム・ピーエムジャパン
東京都中央区日本橋 1 丁目 1 番 1 号	国分グロースーズチェーン株式会社
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地 1	株式会社ポプラ

札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン
愛知県名古屋市中区栄1丁目7番34号	株式会社ココストア
大阪府大阪市北区梅田3丁目2番14号	株式会社ジェイアール西日本デイリーサービスネット
熊本市流通団地2丁目11番地	株式会社エブリワン
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地	株式会社電算システム

## 2 委託期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

伊勢市告示第 29 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、サンライフ伊勢の使用料の収納に関する業務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 18 年 4 月 1 日

伊勢市長職務執行者

伊勢市助役 阿 形 次 基

1 収納に関する業務を委託した者

伊勢市八日市場町 13 番 13 号

社団法人伊勢・鳥羽・度会地域中小企業勤労者福祉サービスセンター  
理事長 廣瀬 壽

2 委託期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 8 月 31 日まで

伊勢市告示第 30 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市労働福祉会館の使用料の収納に関する業務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 18 年 4 月 1 日

伊勢市長職務執行者

伊勢市助役 阿 形 次 基

1 収納に関する業務を委託した者

伊勢市勢田町 628 番地 3

社団法人伊勢市シルバー人材センター

理事長 廣瀬 壽

2 委託期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 31 号

伊勢市人事行政の運営等の状況について

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 216 号)第 6 条の規定に基づき、本市の人事行政の運営等の状況を、次のとおり公表します。

平成 18 年 4 月 5 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

# 伊勢市の人事行政の運営等の状況について

「伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年条例216号）の規定に基づき、伊勢市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

目次	.....	1
<b>1 職員の任免及び職員数に関する状況</b>	.....	<b>2 ～ 3</b>
(1) 職員採用状況		
(2) 職員退職状況		
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由		
(4) 年齢別職員構成の状況		
(5) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況		
<b>2 職員の給与の状況</b>	.....	<b>4 ～ 16</b>
(1) 人件費の状況		
(2) 職員給与費の状況		
(3) ラスパイレス指数の状況		
(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況		
(5) 職員の初任給の状況		
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況		
(7) 一般行政職の級別職員数の状況		
(8) 昇給期間短縮の状況		
(9) 職員の手当の状況		
(10) 特別職の報酬等の状況		
(11) 公営企業職員の状況		
(I) 水道事業		
(II) 下水道事業		
(III) 病院事業		
<b>3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</b>	.....	<b>17</b>
(1) 勤務時間		
(2) 休暇制度		
<b>4 職員の分限及び懲戒処分の状況</b>	.....	<b>17</b>
(1) 分限処分の状況		
(2) 懲戒処分の状況		
<b>5 職員のサービスの状況</b>	.....	<b>18</b>
<b>6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</b>	.....	<b>18</b>
(1) 研修実施状況		
(2) 職員の勤務評定の実施状況		
<b>7 職員の福祉及び利益の保護の状況</b>	.....	<b>19</b>
(1) 健康に関すること		
(2) その他の福利厚生		
<b>8 公平委員会の報告</b>	.....	<b>19</b>

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 職員採用状況（平成17年4月1日採用者数）

区 分	競争試験	選 考	合 計
一般行政など	36	0	36
消 防	4	0	4
合 計	40	0	40

※ 上記職員数は伊勢市・二見町・小俣町・御菌村の旧4市町村（以下旧4市町村）の職員数を合計したものです。

### (2) 職員退職状況（平成16年度退職者数）

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職ほか	合 計
市町村長部局など	17	33	7	57
教 育	2	10	0	12
合 計	19	43	7	69

※ 上記職員数は旧4市町村の職員数を合計したものです。

### (3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

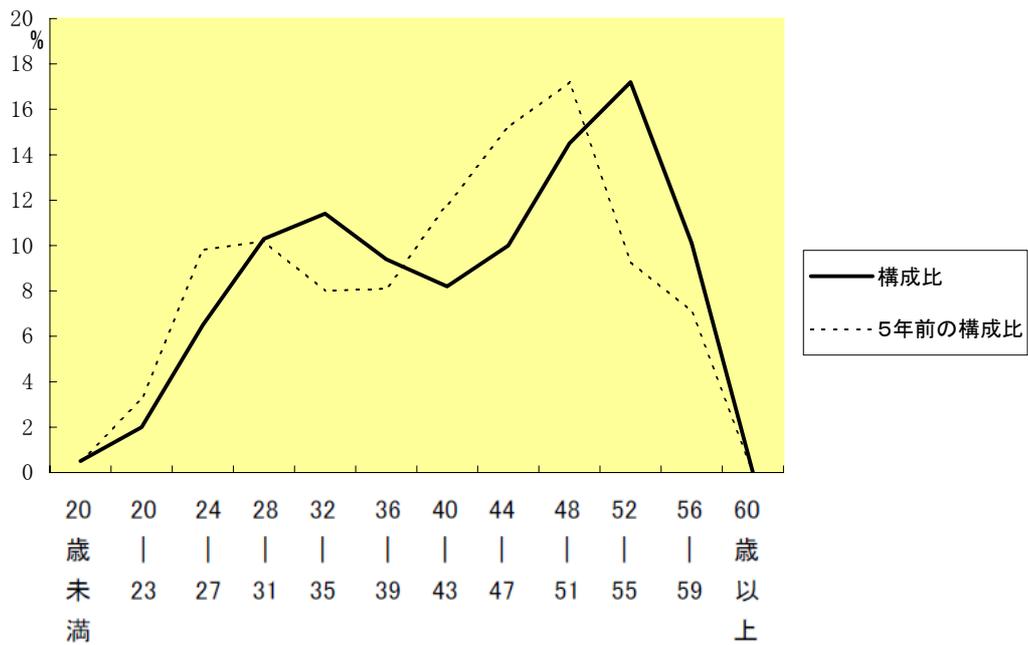
（各年4月1日現在）

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成17年	平成16年		
一 般 行 政 部 門	議 会	14	14	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地場産業の活性化を推進する産業支援センター設立のための準備室を充実</li> <li>・平成16年の台風ではんらんした宮川と横輪川の災害復旧体制強化のための対策室を設置</li> <li>・業務の見直し、効率化、退職者の補充制限など定員適正化による減</li> </ul>
	総務企画	180	188	-8	
	税 務	64	66	-2	
	民 生	254	267	-13	
	衛 生	161	165	-4	
	労 働	3	3	0	
	農林水産	33	34	-1	
	商 工	23	18	5	
土 木	113	112	1		
	小 計	845	867	-22	
特 別 行 政 部 門	教 育	178	176	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育行政の充実を図るために組織を再編</li> <li>・消防活動の強化</li> </ul>
	消 防	172	171	1	
	小 計	350	347	3	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	391	391	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道部門と下水道部門を統合し、効率化を図った</li> </ul>
	水 道	47	54	-7	
	下水ほか	77	80	-3	
	小 計	515	525	-10	
合 計		1,710 [ 1,955 ]	1,739 [ 1,955 ]	-29 [ 0 ]	

（注）1 上記職員数は旧4市町村の一般職の職員数を合計したものです。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(4) 年齢別職員構成の状況（平成17年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	48人	171人	208人	210人	144人	164人	166人	216人	217人	160人	2人	1,710人

※ 上記職員数は旧4市町村の職員数を合計したものです。

(5) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

現在策定中です。

## 2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況（平成16年度一般会計旧4市町村決算）

区分 (旧自治体)	住民基本台帳人口 (平成17年3月31日)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成15年度の人件費率
伊勢市	人 98,809	千円 31,833,115	千円 8,638,856	% 27.1	% 28.7
二見町	人 9,307	千円 3,888,348	千円 821,153	% 21.1	% 20.9
小俣町	人 18,862	千円 5,801,942	千円 872,010	% 15.0	% 14.8
御菌村	人 8,939	千円 2,599,205	千円 671,358	% 25.8	% 22.8

### (2) 職員給与費の状況（平成17年度一般会計旧4市町村当初予算）

区分 (旧自治体)	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
伊勢市	人 905	千円 3,725,808	千円 535,253	千円 1,495,665	千円 5,756,726	千円 6,361
二見町	人 99	千円 379,991	千円 46,372	千円 151,807	千円 578,170	千円 5,840
小俣町	人 111	千円 401,906	千円 49,087	千円 161,564	千円 612,557	千円 5,519
御菌村	人 80	千円 299,647	千円 27,277	千円 118,343	千円 445,267	千円 5,566

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 給与費は当初予算に計上された額です。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

(旧自治体)	平成17年度	平成12年度
伊勢市	99.4	100.6
二見町	93.5	101.4
小俣町	96.4	98.3
御菌村	97.1	100.9
全国市平均	97.6	101.7
類似団体平均	98.8	102.9

※合併後の伊勢市と比較した類似団体の平均です。

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
2 ラスパイレス指数は、国家公務員と学歴別、経験年数別に比較した数値です。

#### (4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

##### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
伊勢市 (H17.11.1)	歳 40.10	円 332,562	円 397,288 円 360,141
国 (H17.4.1)	歳 40.3	円 329,728	円 382,092
類似団体 (H17.4.1)	歳 44.1	円 365,708	円 460,839 円 426,616

※伊勢市は合併後の状況を掲載しています。

##### 参 考 (平成17年4月1日現在の一般行政職の平均年齢、平均給料月額)

区分(旧自治体)	伊勢市	二見町	小俣町	御菌村
平均年齢	40.0	42.1	40.0	40.3
平均給料月額	328,700円	329,200円	320,400円	324,600円

##### ②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
伊勢市 (H17.11.1)	歳 47.8	円 337,832	円 359,831 円 352,359
うち清掃職員 (H17.11.1)	歳 45.6	円 338,808	円 370,025 円 357,903
うち学校給食調理士 (H17.11.1)	歳 48.6	円 324,385	円 330,574 円 329,915
国 (H17.4.1)	歳 48.1	円 285,008	円 316,350
類似団体 (H17.4.1)	歳 46.8	円 334,256	円 399,317 円 375,701
民間事業者平均 ※(県内市町平均)	歳 (-)	-	円 (313,200円)

※ 民間業者平均については、参考になる資料がないため、県内市町の平均給与月額を掲載しました。

※ 類似団体については、平成17年11月1日合併後の伊勢市と比較した団体の平均を掲載しています。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在(伊勢市は平成17年11月1日現在)における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての手当を含み、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、下段は国家公務員の平均給与月額と同様に、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まずに計算したものです。

(5) 職員の初任給の状況

区 分		伊勢市(平成17年11月1日現在)		国(平成17年4月1日現在)	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	177,400 円	191,400 円	I種 179,800 円 II種 170,700 円	I種 198,600 円 II種 184,400 円
	高校卒	148,500 円	164,000 円	138,800 円	148,500 円
技能労務職	高校卒	148,500 円	164,000 円	—	—
	中学卒	134,400 円	143,300 円	—	—
消防職	大学卒	177,400 円	205,700 円	—	—
	高校卒	148,500 円	177,400 円	—	—

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成17年11月1日現在)

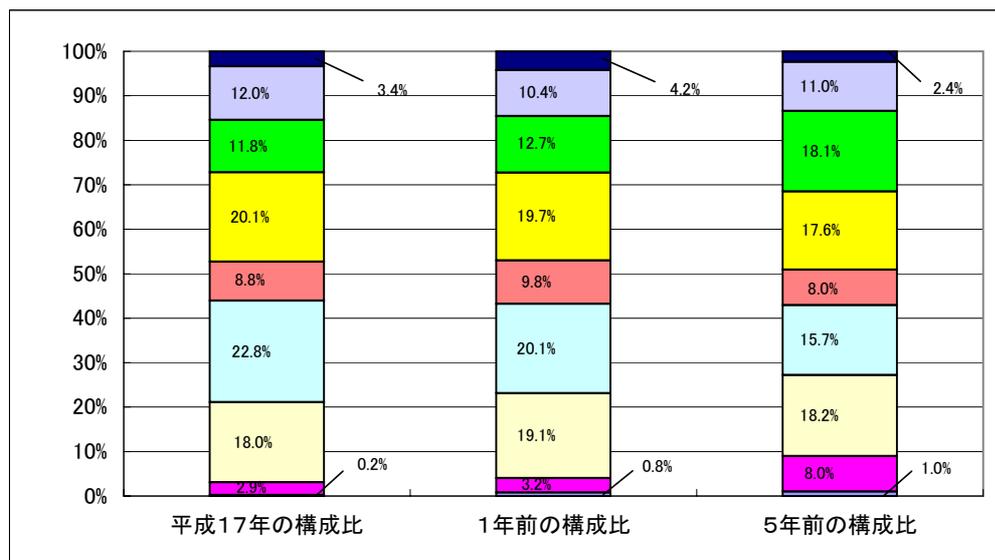
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	280,486 円	326,567 円	379,925 円
	高校卒	227,133 円	299,720 円	348,600 円

※ 上記経験年数は、採用後の経過年数で該当職員の平均給料月額を掲載しています。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成17年11月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	事務員・技術員	1人	0.2%
2 級	事務吏員・技術吏員	16人	2.9%
3 級	事務吏員・技術吏員	100人	18.0%
4 級	主任・事務吏員・技術吏員	127人	22.8%
5 級	係長・主査・主任・事務吏員・技術吏員	49人	8.8%
6 級	課長補佐・主幹・係長・主査・事務吏員	112人	20.1%
7 級	課長・課長補佐・主幹	66人	11.8%
8 級	総合支所長・課長・副参事	67人	12.0%
9 級	理事・部長・次長・参事	19人	3.4%

- (注) 1 伊勢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



※ 上記のグラフで1年前、5年前については旧4市町村職員の合計で掲載しています。

(8) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
15年度	職 員 数 A	人 1,440
	普通昇給期間(12~24月)を短縮 して昇給した職員数 B	人 51
	比 率 B/A	% 3.5%
16年度	職 員 数 A	人 1,426
	普通昇給期間(12~24月)を短縮 して昇給した職員数 B	人 56
	比 率 B/A	% 3.9%

※ 上記のデータは旧伊勢市の状況を掲載しています。

(9) 職員の手当の状況(一般会計)

① 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市				国			
1人当たり平均支給額(旧伊勢市一般会計16年度) 1,647千円				-			
(平成17年度支給割合)				(平成17年度支給割合)			
	期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当
6月期	1.40 月分	0.70 月分		6月期	1.40 月分	0.70 月分	
12月期	1.60 月分	0.70 月分		12月期	1.60 月分	0.75 月分	
計	3.00 月分	1.40 月分		計	3.00 月分	1.45 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~15%)				(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~20%)			

②退職手当(平成17年11月1日現在)

伊 勢 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	32.76 月分	勤続20年	21.00 月分	32.76 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) (退職時特別昇給 勸奨退職者1号給)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合) 3,339千円 (勸奨・定年) 26,103千円					

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成16年度に退職した旧伊勢市職員(全職種)に支給された退職手当の平均額です。

③特殊勤務手当（平成17年11月1日現在）

支給実績(平成16年度決算)	30,867 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	59,474 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成16年度)	56.2 %		
手当の種類(手当数)	9種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務等調査交渉従事手当	課税・収税・福祉関係・用地交渉担当職員	滞納整理・検税・福祉調査・用地交渉業務	滞納整理・用地交渉日額400円 その他日額300円
行旅病人、同死亡人取扱手当	福祉総務課職員	身元不明病人の救護及び死亡人の葬送業務	病人 1件 3,000円 死亡人 1件 6,000円
心身障害児通園施設勤務手当	おおぞら児童園職員	おおぞら児童園で勤務した場合	日額 200円
清掃業務等従事手当	環境政策・資源循環、二見・小俣生活環境課職員	廃棄物の収集、運搬業務及び分別業務、し尿浄化槽検査	廃棄物の収集運搬・し尿浄化槽検査 日額 500円 上記ほか分別、処分作業に従事した場合 日額 1,050円
公害、防疫業務従事手当	環境政策課・農林課職員	公害・汚水検査、消毒業務	公害・汚水検査 日額 300円 消毒・噴霧作業 日額 500円
危険業務従事手当	工芸指導所・維持管理課職員	・毒劇物の取扱業務 ・高所・深所の特殊現場の作業 ・他者から危害を受けた場合	毒劇物取扱 日額 200円 危険場所作業 日額 400円 身体に危害を受けた場合 1件 3,000円
変則勤務手当	観光文化会館・生涯学習・スポーツ課・図書館・保育所・幼稚園の職員	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に割り振られた場合	7時30分以前、18時以降出務 日額 300円 6時30分以前、19時以降出務 日額 400円
消防手当	消防職員	救急業務に従事した場合 消防業務に緊急出動した場合	1回につき 300円
		正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(22:00～5:00)	1回につき 400円
		救急救命士が救急業務を行った場合	日額 300円
災害時出動手当	全職員	災害時の召集、作業、罹災世帯の調査、死亡者の収容	災害時の召集 日額 1,000円 災害時屋外作業日額 1,200円 災害調査員 日額 400円 行方不明者捜索日額 2,000円 死体収容作業 日額 6,000円

(注) 1 同一の手当で「日額」と記載があるものの重複支給はありません。

2 特殊勤務手当の実績は、旧伊勢市の一般会計決算額です。

④時間外勤務手当

支給実績(15年度決算)	349,123 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(15年度決算)	366 千円
支給実績(16年度決算)	336,000 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	364 千円

※上記決算及び1人あたりの平均支給額は、旧伊勢市の一般会計決算額です。

⑤その他の手当（平成17年11月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (16年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,500円</li> <li>・配偶者以外の扶養親族(2人目まで)1人 6,000円</li> <li>・扶養親族でない配偶者がある場合の1人目の子等 6,500円</li> <li>・配偶者のない場合の1人目 11,000円</li> <li>・その他 5,000円</li> <li>・16～22歳の子、孫に対し 5,000円加算</li> </ul>	同じ		113,392 千円	122,718 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎借家・借間</li> <li>・家賃13,000円未満 支給無し</li> <li>・13,000円～23,000円未満 支給額(家賃-12,000円)</li> <li>・23,000円～55,000円未満 支給額(家賃-23,000円) × 1/2 + 11,000円</li> <li>・55,000円以上 支給額 27,000円</li> </ul>	同じ		34,558 千円	37,401 円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎持家</li> <li>新築等5年未満 3,000円</li> <li>新築等5年以上 1,000円</li> </ul>	異なる	国(持家) 新築等5年未満 … 2,500円		
通勤手当	公共交通機関利用者 定期券相当分支給 (支給限度額55,000円)	同じ		55,795 千円	60,384 円
	交通用具(自転車等) 利用者 2km未満 支給無し 2～3km未満 2,500円 3～4km未満 3,500円 4～5km未満 4,300円 5～6km未満 4,600円 6～7km未満 4,900円 7～8km未満 5,200円 8～10km未満 5,500円 10～15km未満 7,000円 15～20km未満 7,900円 20～25km未満 8,800円 25～30km未満 9,700円 30～35km未満 10,600円 35～40km未満 11,500円 40～45km未満 12,400円 45～50km未満 13,300円 50～55km未満 14,200円 55～60km未満 15,100円 60km以上 16,000円	異なる	交通用具利用者 2km未満 …支給無し 2～5km未満 …2,000円 5～10km未満 …4,100円 10～15km未満 …6,500円 15～20km未満 …8,900円 20～25km未満 …11,300円 25～30km未満 …13,700円 30～35km未満 …16,100円 35～40km未満 …18,500円 40～45km未満 …20,900円 45～50km未満 …21,800円 50～55km未満 …22,700円 55～60km未満 …23,600円 60km以上 …24,500円		
休日給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日に勤務が割り振られたとき(消防職員のみ)</li> <li>・時間外勤務単価 × 135/100</li> </ul>	同じ		45,701 千円	265,706 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・22:00～5:00の間に勤務が割り振られたとき</li> <li>・時間外勤務単価 × 25/100</li> </ul>	同じ		31,074 千円	169,803 円

宿日直手当	宿直・日直を命ぜられたとき ・1回 4,200円 (土曜日等) ・1回 6,300円	同じ		1,505 千円	136,791 円
管理職手当	部長職 給料月額×13/100 課長職 給料月額×10/100	異なる	・給料月額に対する支給割合 ・1種 25/100 ・2種 20/100 ・3種 16/100 ・4種 12/100 ・5種 10/100	51,078 千円	630,594 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が休祝日に勤務を命ぜられたとき (6時間超の場合は150/100を乗じる) ・課長1回 6,000円 ・部長1回 8,000円	異なる	・1種 12,000円 ・2種 10,000円 ・3種 8,000円 ・4種 6,000円 ・5種 4,000円 (6時間を超えた場合は150/100を乗じる)	3,700 千円	45,679 円

※上記決算及び1人あたりの平均支給額は、旧伊勢市の一般会計の決算額です。

#### (10) 特別職の報酬等の状況 (平成17年11月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	1,013,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額
	助 役	785,000 円	1,130,000 円 / 677,600 円
	収 入 役	683,000 円	924,000 円 / 640,000 円
報 酬	議 長	567,000 円	820,000 円 / 594,200 円
	副 議 長	509,000 円	717,800 円 / 463,000 円
	議 員	451,000 円	683,900 円 / 420,000 円
期 末 手 当	市 長	(平成17年度支給割合)	4.4 月分
	助 役		4.4 月分
	収 入 役		4.4 月分
	議 長	(平成17年度支給割合)	3.3 月分
	副 議 長		3.3 月分
	議 員		3.3 月分
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(支給時期)
	助 役	450/100×勤務年数×給料月額	任期毎
	収 入 役	280/100×勤務年数×給料月額	任期毎
		250/100×勤務年数×給料月額	任期毎

(12) 公営企業職員の状況

(I) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算(平成16年度)

区分 (旧)	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 15年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
伊勢市	2,222,301	301,567	421,580	19.0	19.8
二見町	257,853	19,878	29,759	11.5	11.6
小俣町	238,426	60,653	36,221	15.2	16.2

イ 予算(平成17年度)

区分 (旧)	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
伊勢市	46人	202,975千円	30,455千円	82,701千円	316,131千円	6,872千円
二見町	4人	17,413千円	2,211千円	6,998千円	26,622千円	6,656千円
小俣町	3.5人	12,581千円	1,787千円	4,985千円	19,353千円	5,529千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 給与費は各旧自治体の当初予算に計上された額です。  
 3 御園村については公営企業職員の配置がありません。  
 4 旧小俣町については1人半期分の支弁職員があります。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成17年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市(旧伊勢市)	46.6 歳	379,555 円	554,271 円
全国市町村平均	44.1 歳	375,763 円	577,861 円

- (注) 1 基本給は、給料月額と扶養手当を合計した額です。  
 2 平均月収額は、平成16年度の決算額から算出し、その手当には期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(旧伊勢市水道会計16年度) 1,716千円				1人当たり平均支給額(旧伊勢市一般会計16年度) 1,647千円			
(平成17年度支給割合)				(平成17年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
6月期	1.40 月分	0.70 月分		6月期	1.40 月分	0.70 月分	
12月期	1.60 月分	0.70 月分		12月期	1.60 月分	0.70 月分	
計	3.00 月分	1.40 月分		計	3.00 月分	1.40 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~15%)				(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~15%)			

イ 退職手当

伊勢市(水道事業)			伊勢市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	32.76 月分	勤続20年	21.00 月分	32.76 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) (退職時特別昇給 勸奨退職者1号給 )			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) (退職時特別昇給 勸奨退職者1号給 )		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
退職者なし			(自己都合) 3,339千円 (勸奨・定年) 26,103千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成16年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額で、旧伊勢市の職員の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当 (平成17年11月1日現在)

支給実績(16年度決算)		1,326 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		35,846 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)		72.5 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務を行った場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事した場合	1回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	道路上の配管・修繕工事	日額 300円
		深所・傾斜地・高所の業務	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
変則勤務手当	同上	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当した場合	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、処分に従事した場合	日額 500円

※ 上記支給実績等については、旧伊勢市水道企業会計の決算額を掲載しています。

エ 時間外勤務手当

支給実績(15年度決算)	15,206 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(15年度決算)	317 千円
支給実績(16年度決算)	15,197 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	323 千円

※ 上記支給実績等については、旧伊勢市水道企業会計の決算額を掲載しています。

オ その他の手当 (平成17年11月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			8,224 千円	174,979 円
住居手当	一般会計に同じ			861 千円	18,325 円
通勤手当	一般会計に同じ			3,198 千円	68,049 円
管理職手当	一般会計に同じ			2,411 千円	602,872 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			78 千円	19,500 円

※ 上記支給実績等については、旧伊勢市水道企業会計の決算額を掲載しています。

## (II) 下水道事業

※下水道事業の内容については平成17年11月1日から発足したため掲載していません。

※手当等の内容及び支給単価は水道事業の支給条件と同じです。

## (III) 病院事業

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 15年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
16年度	7,164,002	91,036	3,780,850	52.8	52.5

#### イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	411人	1,665,894千円	699,822千円	686,747千円	3,052,463千円	7,427千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 給与費は当初予算に計上された額です。

### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成17年4月1日現在)

区 分		平均年 齢	基本給	平均月収額
伊勢市	医 師	40.1 歳	522,154 円	1,210,343 円
	看護師	37.10 歳	315,015 円	502,772 円
	事務職	44.1 歳	383,622 円	594,813 円
全国市町村平均	医 師	42.0 歳	563,267 円	1,257,884 円
	看護師	36.5 歳	296,892 円	480,376 円
	事務職	43.7 歳	358,266 円	554,443 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等が含まれています。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(病院事業)					伊 勢 市(一般会計)				
1人当たり平均支給額(病院事業会計16年度) 1,660千円					1人当たり平均支給額(旧伊勢市一般会計16年度) 1,647千円				
(平成17年度支給割合)					(平成17年度支給割合)				
期末手当		勤勉手当			期末手当		勤勉手当		
6月期	1.40 月分	0.70 月分	0.70 月分	0.70 月分	6月期	1.40 月分	0.70 月分	0.70 月分	0.70 月分
12月期	1.60 月分	0.70 月分	0.70 月分	0.70 月分	12月期	1.60 月分	0.70 月分	0.70 月分	0.70 月分
計	3.00 月分	1.40 月分	1.40 月分	1.40 月分	計	3.00 月分	1.40 月分	1.40 月分	1.40 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~15%)					(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~15%)				

#### イ 退職手当

伊 勢 市(病院事業)					伊 勢 市(全体)				
(支給率)	自己都合		勸奨・定年		(支給率)	自己都合		勸奨・定年	
勤続20年	21.00 月分	32.76 月分	32.76 月分	32.76 月分	勤続20年	21.00 月分	32.76 月分	32.76 月分	32.76 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	42.12 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	42.12 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) (退職時特別昇給 勸奨退職者1号給 )					その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) (退職時特別昇給 勸奨退職者1号給 )				
1人当たり平均支給額	(自己都合)		578千円		1人当たり平均支給額	(自己都合)		3,339千円	
	(勸奨・定年)		25,604千円			(勸奨・定年)		26,103千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成16年度に退職した病院及び旧伊勢市全職種に支給された平均額を掲載しています。

ウ 調整手当

支給実績(平成16年度決算)		32,171 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)		584,930 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	10 %	56 人	10 %

※ 上記支給実績等は平成16年度、支給対象等は平成17年度の状況です。

エ 特殊勤務手当 (17年11月1日現在)

支給実績(16年度決算)		235,841 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算、医師・看護師含む)		601,636 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		11種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師診療手当	医師及び歯科医師	副院長 医療部長及び健診センター長 医長 副医長	月額 140,000円 月額 130,000円 月額 120,000円 月額 70,000円
医師研究手当	医師及び歯科医師	医学調査及び研究に従事する場合で大学卒業後2年を経過した者	月額 180,000円
医療業務手当	薬剤師	調剤等業務に従事した場合	日額 500円
	臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、2病棟又は産婦人科外来診療室に勤務する助産師及び人工透析室又は手術室に勤務する看護師又は准看護師	臨床検査、手術、人工透析業務等に従事した場合	日額 400円
	看護補助者並びに健診センター室及び事務部に勤務する職員	看護補助、健診センター、事務部業務に従事した場合	月額 3,000円
放射線取扱手当	医師及び放射線技師	放射線照射業務に従事した場合	日額 400円
分娩業務手当	助産師	分娩業務に従事した場合	分娩1件につき 400円
解剖業務手当	医師及び臨床検査技師	死体の解剖業務に従事した場合	死体1体につき 3,000円
死体処理手当	看護師	死体の清拭等業務に従事した場合	死体1体につき 500円
解剖死体搬送手当	死体の搬送に従事した職員	死体の搬送に従事した場合	搬送1体につき 1,500円
夜間看護手当	看護師及び准看護師	正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合 (深夜22:00～5:00)	深夜の勤務時間が2時間未満 勤務1回 1,600円 深夜の勤務時間が2時間以上 勤務1回 2,200円
待機手当	医師、医療技術者、看護師	救急患者等に対処するため、自宅待機をした場合	待機の時間が8時間未満 待機1回 600円 待機の時間が8時間以上 待機1回 1,200円
変則勤務手当	健診センター職員	人間ドック等に従事する職員で土曜日に当該業務に従事した場合	日額 300円
	手術室又は栄養管理課に勤務する職員	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当したとき	

オ 時間外勤務手当

支給実績(15年度決算)	256,193 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(15年度決算)	685 千円
支給実績(16年度決算)	233,553 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	596 千円

カ その他の手当（平成17年11月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (16年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			27,161 千円	69,287 円
住居手当	一般会計に同じ			24,626 千円	62,822 円
通勤手当	一般会計に同じ			24,608 千円	62,776 円
管理職手当	一般会計に同じ (ただし副院長は 給料月額×25/100)			13,446 千円	1,120,538 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ (ただし健診センターは 1勤務 10,000円)			322 千円	26,833 円
夜間勤務手当	一般会計に同じ			30,211 千円	131,353 円
宿日直手当	医 師 1回 19,700円 その他 1回 5,900円	同じ		16,258 千円	41,473 円

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間

1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを基本とした週40時間勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

#### (2) 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇：1年（暦年）あたり20日間与えられます。使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病気休暇：病気療養に必要な期間（90日以内）について有給で与えられます。
- ③特別休暇：特定の事由がある場合に有給で与えられます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介護休暇：家族の介護が必要な期間（連続する6月以内）について無給で与えられます。

### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

#### (1) 分限処分の状況（平成16年度）

区 分	免 職	降 任	休 職	合 計
市町村長部局など	0	1	7	8
教 育	0	0	0	0
合 計	0	1	7	8

※ 上記職員数は、旧4市町村の職員数を合計したものです。

分限処分は、疾病等のため、職員がその職責を十分に果たすことが出来ない場合に、公務能率を維持することを目的として行う職員に対する不利益処分です。分限処分の種類には、免職、降任及び休職の3種類があります。

#### (2) 懲戒処分の状況（平成16年度）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
市町村長部局など	1	0	0	2	3
教 育	0	0	0	0	0
合 計	1	0	0	2	3

※ 上記職員数は、旧4市町村の職員数を合計したものです。

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為を行った場合に、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う職員に対する制裁措置をいいます。懲戒処分の種類には、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

## 5 職員のサービスの状況

サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	職員が営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければいけません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修実施状況（平成16年度）

#### ①市実施研修状況

研 修 名	受講者数	実施日数
新規採用職員研修	17	4
ゴミ収集車体験乗車研修	17	1
ポルトガル語語学研修	12	3
業務員研修	101	1
同和問題研修	49	1
部落解放研究第38回全国集会	178	1
セクハラ防止職員研修	72	2
人権セミナー	20	4
議会常任委員会同行研修	3	3
中堅職員研修	57	1
人事考課制度研修	530	13
政策法務研修	28	2
一般職員研修	419	1
計	1,503	

※ 上記受講者数は旧伊勢市のものです。

#### ②派遣研修

派 遣 先	派遣人数
三重県自治会館組合	100
市町村アカデミー	7
国際文化アカデミー	7
行政管理講座	11
その他研修	54
合 計	179

※ 上記派遣人数は旧伊勢市のものです。

### (2) 職員の勤務評定の実施状況

職員の能力・資質、業績、勤務態度等を把握して勤務評定を行い、昇任、配置転換等の人事管理を実施しています。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康に関すること

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会の開催、健康診断、メンタルヘルス等の安全衛生研修を実施しています。

### (2) その他の福利厚生

公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

## 8 公平委員会の報告

### 公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て）

- ①職員は給与等勤務条件に関して当局が適当な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。
- ②職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

公平委員会の業務の状況（平成16年度実績）

業務の種別	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

※上記件数は旧4市町村の件数を掲載しています。

伊勢市告示第 32 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 18 年 4 月 6 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
竹ヶ鼻小木 1 号線	伊勢市竹ヶ鼻町字西ノ口 101 番 2 地先から 伊勢市竹ヶ鼻町字西ノ口 101 番 2 地先まで
竹ヶ鼻 4 号線	伊勢市竹ヶ鼻町字河原 305 番 1 地先から 伊勢市竹ヶ鼻町字西ノ口 101 番 5 地先まで

供用開始の期日 平成 18 年 4 月 6 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 33 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 18 年 4 月 6 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	森磯西線	磯町字相合端 1806 番 2 から 磯町字釘貫 1092 番 1 まで	旧	5.0 ~ 8.3	104.7
			新	9.7 ~ 13.0	105.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 34 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 18 年 4 月 6 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
森磯西線	磯町字相合端 1806 番 2 から 磯町字釘貫 1092 番 1 まで

供用開始の期日 平成 18 年 4 月 6 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 35 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 18 年 4 月 6 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	船江小木線	船江 3 丁目 1506 番 2 地先から 船江 3 丁目 1980 番 2 地先まで	旧	4.0 ~ 6.0	27.0
			新	2.0 ~ 3.0	43.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 36 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 18 年 4 月 6 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
船江小木線	船江 3 丁目 1506 番 2 地先から 船江 3 丁目 1980 番 2 地先まで

供用開始の期日 平成 18 年 4 月 6 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 37 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
村松町会から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

平成 18 年 4 月 12 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

1 代表者の氏名及び住所

変更前 中 村 三 郎

伊勢市村松町 3842 番地 11

変更後 三 宅 義 照

伊勢市村松町 20 番地 12

伊勢市告示第 38 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
下野町自治区から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第 10 項の  
規定により告示します。

平成 18 年 4 月 12 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

1 代表者の氏名及び住所

変更前 定 浪 利 久

伊勢市下野町 654 番地 151

変更後 富 安 利 治

伊勢市下野町 722 番地

伊勢市告示第 39 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 18 年 4 月 14 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	西豊浜 明野線	西豊浜町字コハゲ 359 番 1 地先から 西豊浜町字コハゲ 364 番地先まで	旧	10.32 ~ 11.80	90.3
			新	10.32 ~ 20.60	90.3

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 40 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 18 年 4 月 14 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
西豊浜明野線	西豊浜町字コハゲ 359 番 1 地先から 西豊浜町字コハゲ 364 番地先まで

供用開始の期日 平成 18 年 4 月 14 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間